

(案)

資料 1

令和 年 月 日

長野市上下水道事業管理者
上 平 敏 久 様

長野市上下水道事業経営審議会
会 長 廣 瀬 純 夫

水道事業経営戦略及び水道料金について（答申）

令和6年5月31日付け6水総第120号で諮問のありました
このことについては、慎重に審議した結果、当審議会の意見は、
別紙のとおりです。

諮問事項に対する当審議会の考え方は、次のとおりです。

水道事業は、市民生活や社会経済活動を営む上で欠くことのできない重要なライフラインであり、将来にわたって健全経営を継続し、安心して安全な水道水を供給することが求められている。

新型コロナウイルス感染症の収束に伴い経済活動が回復し、業務用水量について増加傾向は見られるものの、人口減少による使用水量の減少に加え、物価上昇等により費用は増加しており、水道事業を取り巻く状況は厳しさを増している。

さらに、耐用年数を超過する水道施設は年々増加しており、施設の老朽化や水道事業を支える人材の不足が課題となっている。また、令和6年能登半島地震では、水道施設に甚大な被害が生じ、市民生活に長期的な影響を及ぼしたことなどから、大規模災害等への対策についても水道事業が直面する課題となっている。

これらの課題に対応するため、「長野市水道ビジョン・水道事業経営戦略（案）」に基づき、将来の水需要の減少を見据えた施設の統廃合及びダウンサイジングを図りながら更新を進めていくとともに、これまでも進めてきた耐震化などの災害対策をより一層積極的かつ効率的に進めていく必要がある。

また、現在、上田長野地域の関係団体で協議が進められている事業統合による広域化は、施設の統廃合、効率的な維持管理や人員配置が可能となるほか、送水管の二重化などの管路整備により災害時の対応力が強化されることなどから、水道事業の将来を見据えた課題解決の有効な方策と考えられる。

上下水道局が示した経営見通しによると、50年後の給水人口は現在の約6割まで減少し、使用水量も同様に減少する見込みで、現行料金体系を継続した場合、今回の料金算定期間中は、資産維持率0.5%を超える利益を確保することはできるものの、損益については令和20年度に赤字となり、補填財源残高については令和21年度に不足が見込まれるなど厳しい経営状況を迎えることが想定される。

そのため、今後も健全経営を維持するためには、更なる経費抑制に努めるとともに、中長期的な収支について勘案した上で、投資と財源の均衡を図りながら、定期的な水道料金の見直しにより老朽管の更新や耐震化に要する財源を確保していく必要がある。

併せて、使用水量の多寡にかかわらず発生している固定費を安定して確保するため、利用者負担に配慮しながら、水道料金に占める基本料金の構成割合を段階的に引き上げるよう検討する必要もある。

このことから、将来を見据え、段階的な水道料金の改定の必要性はあるものの、今回の料金算定期間においては現行の料金体系を維持しても十分な利益を確保でき、将来の大幅な値上げにはつながらないことが見込まれ、現下の物価高騰等による利用者への負担も考慮すると、今回の見直しでは、水道料金を据え置くことが適当であると判断される。

長期的な視点では、現在協議・検討を進めている水道事業の広域化において、事業統合した場合、健全経営を維持した上で、市民生活や社会経済活動に影響を与える料金値上げについて将来的な抑制効果が示されており、今後、広域化の協議・検討を積極的に進めていくべきと考える。

以上の考え方に基づき、下記のとおり答申します。

記

1 水道事業経営戦略について

- (1) 別紙「長野市水道ビジョン・水道事業経営戦略（案）」を
適当と認める。

2 水道料金について

- (1) 料金算定期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間
とする。
- (2) 水道料金は、据え置きとする。

3 附帯意見

- (1) 市民生活で重要なインフラである水道施設を守るため、
大規模地震への備えとして耐震化をより一層効率的かつ積極
的に進めること。
- (2) 長野市水道ビジョン・水道事業経営戦略（案）に定めた取組
や指標に関する達成度について定期的に検証・評価するとと
もに、将来にわたる安定的な事業運営を目指して定期的な
水道料金の見直しを行うこと。
- (3) 水道料金の見直しに際しては、将来世代に負担を先送りし
ないよう、資産維持率の引き上げ及び基本料金割合の引き上
げの検討を引き続き行うこと。
- (4) 基盤強化を図り、持続可能な水道事業を維持するためには、
事業統合による広域化が有効な方策と考えられることから、
その実現に向けた協議を進めていくこと。なお、協議にあたっ
ては、広域化の趣旨等について市民への周知を十分に図ると
ともに、水道事業が統合した場合の下水道事業について、関係
の県・市町と引き続き検討を行うこと。